

エンディングメニューの1つとして 古刹墓域の未利用地を有効活用

蔵王メモリアルパーク 楓の丘 [宮城県蔵王町] / (有)石伸 (清月記グループ)

宮城県蔵王町の「蔵王メモリアルパーク 楓の丘」は個別プレート型の樹木葬墓地。高田山保昌寺（曹洞宗）の墓地の一角にあり、シンボルツリーである楓の木を取り囲むように箱形の墓標（個別プレート）を379区画設け、墓標の空洞内に埋葬するスタイルである。

従来型墓地に隣接し シンボルツリーを囲む379区画

「蔵王メモリアルパーク 楓の丘」（以下、楓の丘）は2015年5月、仙台市内から南西に車で約30分、東北自動車道村田ICから車で5分の保昌寺の墓域内に開苑した。同寺は1530年に伊達家家臣だった高野家の菩提寺として開山し、宮城県指定文化財の「丈六阿弥陀如来坐像」を保有する曹洞宗寺院で、近接する傾斜地に広がる既存墓地（約600m²）には約400基からなる従来型の平墓地が広がっている。

その墓域傾斜地を登り詰めた小高い丘の頂上にあるのが楓の丘で、面積は約600m²。シンボルツリーの楓の木の周囲に、個別プレートを円形状に配するようになっている。一帯は石張りになっておりシンボルツリー以外の樹木はないが、周囲四方のうち三方は雑木林で、眼下は田園。4～5月は新緑に包まれ、ひときわ心休ま



開放感あふれる「蔵王メモリアルパーク 楓の丘」。春から夏にかけては一段と心安らぐ風景に包まれる

る光景が楽しめる。

総区画数は379区画で、20年1月1日現在、21区画が販売済み。販売・運営は宮城県岩沼市に本社をおく石材店の(有)石伸が担当している。石伸は営業エリアが東北6県に及び、年間の一般墓石工事施工件数は約1,000件。15年7月には仙台市に本社をおく東北の有力専門葬儀社株式会社となり、現在は清月記の菅原裕典社長が代表を務めている。

開苑日とグループ化はほぼ同時期。だが、石伸の大本隆専務取締役は、かねてからつき合いのあった石伸と保昌寺の間で12年前後から進めていた計画だったと振り返る。「もちろんグループ化してからは、清月記とも連携しながら販促するなどしていますが、そもそもは当社と保昌寺さんの間でどちらからともなく浮上したプランなのです」

背景には、社会全体に墓じまいを考える人たちがふえていることに対する危機感があった。保昌寺の場合は加えて、既存墓地の周囲に保有する墓域で、雑木林のままにしてきた約1,800m²の土地を有効活用したいとの思いもあったという。

美観維持の観点から設計 三十三回忌後は楓の木の元に合祀

ただ、石伸も保昌寺も樹木葬墓地ははじめての経験なので、石伸は計画段階で、日本初の樹木葬墓地といわれる知勝院（岩手県一関市、1999年）をはじめとする全国各地の樹木葬墓地を見学した。そこで痛感したのが里山形態の管理のむずかしさだった。

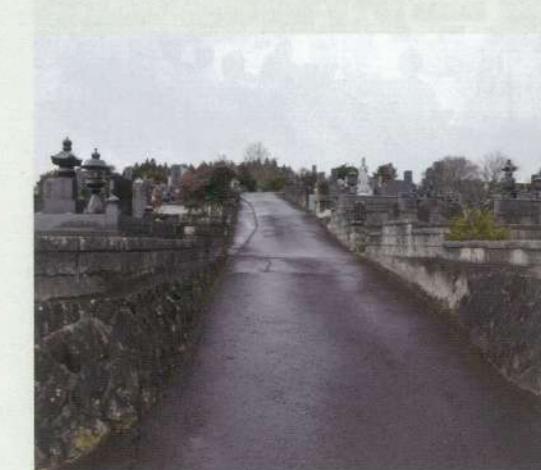
「里山形態では当社のメリットが薄いことも気になりましたが、それ以上に問題なのは、樹木葬墓地は販売後も管理者が美観を維持しなければならないことでした。その手間とコストが相当額にのぼり、結果的にお客様に負担を強



墓標（個別プレート）などの場所でも料金が同じで、空いているところから好きな場所を選べる



埋葬スペースとなる墓標内は空洞で、底に赤土を敷いている



既存墓地の奥にある楓の丘。中央の奥に見えるのが楓の木

いることにもなりかねない。そこで検討の結果、予定地はシンボルツリーに適した楓の木を中心部にあったことや周囲の景観に恵まれていたことから、いまの形にしたのです。墓標（個別プレート）を楓の周囲に円形状に配することにしたのは、曲線によりやさしさを醸し出したかったからです」

1区画の面積は650×1,000mm。そこに設ける高さ409mmの墓標は内部が空洞になっていて、さらしの骨袋に入れた遺骨が最大4人分まで埋葬できる。さらしの骨袋を使うのは宮城県の通常の墓地で埋葬する際の慣習に基づいた。遺骨は三十三回忌を迎えると新たな骨袋に移し替え、楓の木の元を掘り起こして合祀する。遺骨を「土中ではなく墓標の内部に埋葬（納骨）する」形にしたのは、合祀後の当該区画の再利用にあたって、「墓標の下に埋葬する」形よりも顧客の抵抗感が少ないと判断したからでもある。

開苑して5年弱 投資コストは回収済み

事業費は約1,500万円で、保昌寺が負担した。大本専務は「投資コストを何年で回収するかは、はじめての事業だったので検討しませんでしたが、すでに回収は済んでいます」と話す。

料金体系は図表のとおり。宗派に関係なく利用でき、他の墓所からの改葬も可。保昌寺の檀家になる必要はなく、永代使用料、墓標代、および年間管理料を支払えば、誰でも契約できる。

1契約（1墓標）当たり最大4人までで、永代使用料は1人当たり25万円。墓標代は石代と墓標維持管理料（納骨、彫刻、墓標清掃料）で構成され、このうち石は石産地などに応じて、

28万～80万円の計10種類を用意している。墓標維持管理料は1人当たり20万円。年間管理料は6,000円で、基本的には三十三回忌を迎えるまで払わなければならないが、その前に最終祭祀継承者が万一亡くなり、支払えなくなってしまう問題とはならない。いずれにせよ、楓の木の元への合祀にあたって、追加料金は発生しないということだ。

このうち、永代使用料と年間管理料が保昌寺に、墓標代が石伸に入る仕組みになっている。すでに販売済みの21件を1契約当たりの人数別で分類すると、3人が8割、夫婦2人が2割。3人だと永代使用料は75万円、2人だと50万円であるから、大本専務の説明のとおり、事業費は回収できていることになる。

契約者の居住地は保昌寺周辺が4件で、あとは仙台市内。全契約の半分が生前契約（契約後、3ヶ月以内に墓標を設置することが条件）、いわゆる寿陵となっている。ちなみに清月記によると、宮城県内の顧客は2割前後が菩提寺をもたない層。楓の丘の契約者も葬儀を保